

障がい福祉瓦版

せいねん こうけん せいど 成年後見制度



■問い合わせ先 市障がい児者相談支援センター ☎(37)9970

知的障がい、精神障がい、認知症などの理由で判断能力が不十分な方は、自ら預貯金や不動産などの管理をしたり、介護・障がい福祉サービスの利用手続きをすることが難しい場合があります。



このような判断能力が不十分な方を法的に保護し、支援するのが「成年後見制度」です。

成年後見制度の種類

成年後見制度には、大きく分けて2つの制度があります。

① 任意後見制度

自分が元気なうちに、将来手助けしてほしい人を決めておく制度
(任意後見人)



現在、十分な
判断能力がある

契約
(公正証書)

将来、判断能力が不十分になった場合に、
あらかじめ契約しておいた内容で
任意後見人が支援します。



② 法定後見制度

判断能力が不十分になったあとに、手助けしてくれる人を決める制度
(補助人・保佐人・後見人)



判断能力が
不十分

家庭裁判所へ
申し立て

ご本人の判断能力の程度に応じて、
「補助」「保佐」「後見」の
3つの制度があります。



成年後見人などにしてもらえること

身上保護

- 必要な医療、福祉サービスの利用契約の締結
- 利用したサービスに関する費用の支払いなど

財産管理

- 預金通帳、印鑑の管理
- 不動産の管理や処分など



成年後見人などにお願ひできないこと

- 手術や治療など医療行為への同意
- 日用品の買い物、食事の介助
- 遺言作成、婚姻・離婚の手続き
など



もっと詳しく知りたい方は

個人の大切な財産を守り、生活上の不自由を解消する方法として、成年後見制度は有効な制度のひとつです。市民の方を対象に成年後見制度「なんでも相談会」を定期的で開催しています。開催は広報しもつけでお知らせします。

今回をきっかけに、成年後見制度の活用について考えてみてはいかがでしょうか。

関連ウェブサイト

➢市社会福祉協議会
成年後見制度関連

➢厚生労働省 成年後見制度
利用促進ポータルサイト



動画もあり、分
かりやすく解説
されています。

